

令和7年度

市有施設における 清涼飲料用自動販売機 設置者募集案内書

熊谷市

問合せ先

〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市総合政策部施設マネジメント課

電話：048-524-1116（直通）

公募の概要

案内書の配布場所	案内書の配布期間 令和8年1月13日(火)～令和8年2月9日(月) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	配布時間 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで (2月9日(月)は午後5時まで)
	配布場所 ・熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総合政策部施設マネジメント課(熊谷市役所本庁舎7階北側) 電話：048-524-1116(直通) ・熊谷市中曾根654番地1 熊谷市大里行政センター地域振興係 電話：0493-39-0311(代) ・熊谷市弥藤吾2450番地 熊谷市妻沼行政センター地域振興係 電話：048-588-1321(代) ・熊谷市江南中央1丁目1番地 熊谷市江南行政センター地域振興係 電話：048-536-1521(代)

公募申込受付	申込受付期間 令和8年2月2日(月)～令和8年2月9日(月) (土曜日及び日曜日を除く。)
	申込受付時間 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
	申込受付場所 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総合政策部施設マネジメント課(本庁舎7階北側) 電話：048-524-1116(直通)
	参加資格及び申込方法 募集要項の2及び3(3、4ページ)のとおり

質問受付	質問受付期間 令和8年1月19日(月)～令和8年1月23日(金)
	質問受付時間 午前9時から正午及び午後1時から午後5時15分まで
	質問受付場所 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総合政策部施設マネジメント課 (本庁舎7階北側) 電話：048-524-1116(直通)
	質問提出方法 募集要項の4(5ページ)のとおり
	回答方法 令和8年1月30日(金)までに、熊谷市ホームページに掲載いたします。

設置者選定日等	<p>選定日 令和8年2月18日（水）午前10時から</p> <p>受付時間 令和8年2月18日（水）午前9時30分から午前10時まで</p> <p>公募による設置者選定会場 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所本庁舎 6階 603会議室東</p>
---------	--

契約について	<p>契約締結期間 清涼飲料用自動販売機設置者決定通知書（様式第7号）を受領した日から7日以内に契約締結していただきます。</p> <p>契約場所 清涼飲料用自動販売機設置者決定通知書（様式第7号）に記載した所在地で行います。</p>
--------	---

現場確認について	<p>現場確認 現場確認をされる場合、あらかじめ各施設管理者の承諾を得てから行ってください。なお、現場確認の際に質問等一切承りませんのでご了承ください。</p>		
	施設名称	施設管理者	連絡先
	・武道館 ・星宮体育館	スポーツタウン推進課	048-524-1111（内線345）
	本庁舎	庶務課	048-524-1111（内線234）
	大里コミュニティセンター	市民活動推進課	048-524-1111（内線475）
	・農業活性化センター ・中条農村センター	農業政策課	048-588-1321（代表）
	大里庁舎	大里行政センター 地域振興係	0493-39-0311（代表）
	妻沼庁舎	妻沼行政センター 地域振興係	048-588-1321（代表）
	・江南庁舎 ・江南複合施設	江南行政センター 地域振興係	048-536-1521（代表）
	中央公民館	中央公民館	048-523-0895（直通）
	妻沼中央公民館	妻沼中央公民館	048-588-2044（直通）
	道の駅めぬま	めぬま アグリパーク	048-567-1212（直通）

熊谷市市有施設における清涼飲料用自動販売機設置者募集要項

熊谷市の市有施設に清涼飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者（以下「設置者」という。）を募集します。応募される方は、この募集要項等をよく読み、各事項を承知の上お申し込みください。

1 募集物件

貸付場所、面積及び最低貸付料

別表1のとおり

貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

貸付条件

別紙「仕様書」のとおり

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は個人が参加することができます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）第20条の2の規定により熊谷市的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。

無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがされていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。

自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。

法人市民税、法人税、住民税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

法人等にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、熊谷市内で事業を営んでいること。

上記以外の者で、今回募集する箇所に自動販売機を現に設置している者は、その物件に限り応募することができる。

3 応募の手続

応募書類の提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで

（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

提出場所

熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市総合政策部施設マネジメント課（熊谷市役所本庁舎7階 北側）

電話 048-524-1116（直通）

提出書類

- ア 募集申込書（1部提出）[様式第1号]
- イ 賃貸借料提案書（封筒作成例を参照に、設置希望物件番号ごとに作成し提出してください。）[様式第2号]
- ウ 販売品目等提案書（物件番号ごとに作成し提出してください。）[様式第3号]
　　賃貸借料提案書の封筒に同封しないでください。
- エ 法人等の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）
　　個人の場合は、住民票（3ヶ月以内、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
- オ 納税証明書（別表2参照）
　　法人等の場合は、法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
　　個人の場合は、市民税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- カ 法人等の場合は、会社概要（パンフレット可）
- キ 設置使用する自動販売機のカタログ（消費電力や環境対策等の仕様が記載されているもので写しでも可）
- ク 2 に該当する場合は、許可書の写し
- ケ 誓約書（1部提出）[様式第4号]
- コ 委任状（1部提出）[様式第5号]（代理人が応募等行う場合は提出してください。）

提出書類は返却しません。また、熊谷市が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

提出方法

- 3 の提出期間内に、提出に必要な書類を熊谷市総合政策部施設マネジメント課まで直接持参すること。（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

提案書に記載する金額

- ア 提案書に記載する金額は、1年間の賃借料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。
- イ 別表1に記載してある最低賃料には消費税及び地方消費税に相当する額は含まれていません。
- ウ 建物内（物件番号3、物件番号4、物件番号6、物件番号9から物件番号13、物件番号15から物件番号20）に設置する場合の契約金額は、提案書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とします。ただし、消費税等の税率が変更された時は、その税率を適用した消費税等に相当する額を加算した金額に変更します。
一度提出した提案書の書換え、引換え又は撤回はできません。

4 質問書の提出及び回答

受付期間及び時間

令和8年1月19日(月)から1月23日(金)までの午前9時から午後5時15分まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

受付場所

3に同じ。

提出方法

質問書(様式第6号)により、受付場所に持参してください。

質疑がない場合は提出不要です。

回答の時期及び方法

令和8年1月30日(金)までに、熊谷市ホームページに掲載します。

電話などの問合せ・質問に関しては、受け付けておりませんので必ず書面にて
質問書を持参してください。

5 設置者の選定期日及び選定方法

設置者の公開選定日

日時 令和8年2月18日(水)午前10時から

(受付時間は午前9時30分から午前10時まで)

場所 熊谷市役所本庁舎6階 603会議室東

公開選定への立会いは、事前の申込みは不要です。

応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置者の選定対象とします。

賃貸借料提案書を公開で開封し、熊谷市が設定する物件ごとの最低貸付料以上で、
かつ、最も高い金額の提案を行った者を選定し、設置者とします。なお、最高価格の
提案者が2者以上ある場合は、くじにより選定します。

6 無効な応募

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

不正行為による応募

提案書に記載された応募価格が最低貸付料に満たない場合

応募価格が訂正してある場合

応募者の記名、押印が欠けている場合

誤字、脱字等により、意思表示が不明確な場合

募集申込書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行ったもの

7 契約の締結

設置者は、清涼飲料用自動販売機設置者決定通知書(様式第7号)を受領した日から7日以内に契約締結していただきます。契約書(案)は、別紙のとおりです。

土地賃貸借契約書に貼付する収入印紙(200円分)及び本件契約締結に関する必要な費用は、設置者の負担となります。なお、建物賃貸借契約書には印紙税はかかりません。

正当な理由がなく、指定期日までに賃貸借契約を締結しない場合は、設置者の決定を取り消し、提案金額の高い(同額の場合はその都度くじにより決定する。)順に契約交渉を行います。

により設置者の決定を取り消された者は、次回から応募資格がないものとします。

8 その他注意事項

災害時の無償提供

避難所及び防災拠点に設置する自動販売機については、市内で震度5弱以上の地震又は水害等により災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市の災害対策本部又は緊急対処事態対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を避難住民に無償で提供する必要があると市が判断したときは、市へ事前に預けた鍵等を用いて、自動販売機内の全ての在庫品を無償で市に提供すること。

上記以外の施設であって、施設管理者が特に必要と認める場合には、上記に記載する災害時に、市へ事前に預けた鍵等を用いて、自動販売機内の全ての在庫品を無償で市に提供すること。

電気子メーター

既存の施設にすでに市が設置した電気子メーターが設置してある施設を除き、電気子メーターの設置が原則となります。なお、電気子メーター設置に係る費用は設置者の負担となります。

電気子メーターを設置しない場合は、契約時に事前に申し出てください。

また、設置場所等の事情により、市の施設から電力が供給できない場合は、設置者が電気工事等を施工してください。なお、電気工事に係る費用は設置者の負担となります。

電気料金について

自動販売機の使用電気料金は、設置者の負担となります。電気料金の計算にあっては、次のとおりとなります。

ア 電気子メーターを設置する場合（設置してある場合を含む。）

子メーターの検針により使用した電気量に基づき各施設管理者が算定した電気料を、市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに納入する。

イ 電気子メーターを設置しない場合

設置した自動販売機の1時間あたりの消費電力量に基づき各施設管理者が算定した電気料を、市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに納入する。

ウ 設置者が直接電力会社と契約締結する場合

設置場所等の事情により、市の施設から電力が供給できない場合にあっては、電力会社と契約締結することとし、市は電気料金の請求はしません。

9 問合せ先

熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総合政策部施設マネジメント課

電話 048-524-1116（直通）

別表1 貸付場所、面積及び最低貸付料

物件番号	施設名称及び貸付箇所	所在地	自動販売機の種類	貸付面積(m ²)	最低貸付料(年額:円)	備考
1	熊谷市立武道館 1階玄関付近	熊谷市 江波363	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.71	65,000	避難所
2	熊谷市立星宮体育館 出入口付近	熊谷市 池上733-2	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.71	65,000	避難所
3	市役所本庁舎 1階市民課待合ホール	熊谷市 宮町2-47-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.20	212,000	防災拠点
4	市役所本庁舎 1階市民課待合ホール	熊谷市 宮町2-47-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.20	338,000	防災拠点
5	市役所本庁舎 駐車場ATM横	熊谷市 宮町2-47-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.20	124,000	防災拠点
6	大里コミュニティセンター 1階ロビー	熊谷市 中曾根640-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.20	5,000	
7	大里コミュニティセンター 駐車場東側	熊谷市 中曾根643-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.40	31,000	
8	大里コミュニティセンター 駐車場東側	熊谷市 中曾根643-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.40	35,000	
9	農業活性化センター 玄関脇ホール	熊谷市 中奈良897	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.54	14,000	避難所
10	中条農村センター 玄関先ホール西側	熊谷市 上中条812	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.54	6,000	
11	大里庁舎 正面入口横	熊谷市 中曾根654-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.34	20,000	防災拠点
12	妻沼庁舎 1階中階段南側	熊谷市 弥藤吾2450	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.20	27,000	防災拠点
13	妻沼庁舎 1階中階段南側	熊谷市 弥藤吾2450	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	2.20	27,000	防災拠点
14	妻沼庁舎 駐車場東側	熊谷市 弥藤吾2450	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.50	21,000	防災拠点
15	江南庁舎 1階自動販売機コーナー	熊谷市 江南中央1-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.80	22,000	防災拠点
16	江南複合施設 1階ロビー	熊谷市 江南中央1-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.80	5,000	
17	市民ホール 1階大ホール入口 階段側	熊谷市 仲町19	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.57	58,000	避難所

物件番号	施設名称及び貸付箇所	所在地	自動販売機の種類	貸付面積(m ²)	最低貸付料(年額:円)	備考
18	市民ホール 1階大ホール入口 入口側	熊谷市 仲町19	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.57	58,000	避難所
19	妻沼中央公民館 1階玄関ホール	熊谷市 妻沼東1-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.80	40,000	避難所
20	妻沼中央公民館 1階玄関ホール	熊谷市 妻沼東1-1	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.80	34,000	避難所
21	道の駅めぬま 屋外自動販売機コーナー	熊谷市 弥藤吾720	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.18	250,000	
22	道の駅めぬま 屋外自動販売機コーナー	熊谷市 弥藤吾720	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.18	250,000	
23	道の駅めぬま 屋外自動販売機コーナー	熊谷市 弥藤吾720	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.40	250,000	
24	道の駅めぬま 屋外自動販売機コーナー	熊谷市 弥藤吾720	紙カップ容器式清涼飲料用自動販売機	1.22	50,000	
25	道の駅めぬま 屋外自動販売機コーナー	熊谷市 弥藤吾720	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.34	250,000	
26	道の駅めぬま 屋外自動販売機コーナー	熊谷市 弥藤吾720	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.02	250,000	
27	道の駅めぬま 屋外自動販売機コーナー	熊谷市 弥藤吾720	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	1.34	250,000	
28	道の駅めぬま 屋外自動販売機コーナー	熊谷市 弥藤吾720	缶・ペットボトル清涼飲料用自動販売機	0.92	50,000	

避難所等に準じ、災害時の無償提供をお願いします。

注1 物件番号ごとに各1台とします。

注2 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。商品の補充やメンテナンスに支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

別表2 納税証明書

納 税 証 明 書	熊谷市内に本店・支店等を置く法人	法人市民税納税証明書
	上段 以外の法人	法人税納税証明書（注1）
	応募する全法人	消費税及び地方消費税納税証明書（注2）
	個人の方	市民税納税証明書 所得税、消費税及び地方消費税納税証明書（注3）

(注1、注2関係) 法人税、消費税等納税証明書については、申告先の税務署が発行する納税証明書「その3の3」(法人税及び消費税等納税証明書)

(注3) 所得税、消費税等納税証明書については、申告先の税務署が発行する納税証明書「その3の2」(所得税及び消費税等納税証明書)

熊谷市清涼飲料用自動販売機設置者募集申込書

令和 年 月 日

熊谷市長 小林 哲也 宛て

住 所

氏 名

(法人名)

代表者名

連絡先

熊谷市清涼飲料用自動販売機設置者募集について、熊谷市清涼飲料用自動販売機設置者募集要項を熟知の上、別紙賃貸借料提案書のとおり申し込みます。

添付書類

1 賃貸借料提案書（様式第2号）

氏名又は法人名及び代表者名を記載した封筒に入れた後、申請者の印で割印してください。

2 販売品目等提案書（様式第3号） 賃貸借料提案書の封筒に同封しないでください。

3 法人等の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）

個人の場合は、住民票（3ヶ月以内、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

4 納税証明書（別表2参照）

法人等の場合は、法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

個人の場合は、市民税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

5 法人等の場合は、会社概要（パンフレット可）

6 設置しようとする自動販売機のカタログ（消費電力や使用冷媒等の仕様が記載されているもの） 写し可

7 要項3 クの許可書の写し 該当する方のみ提出

8 誓約書（様式第4号）

9 委任状（様式第5号） 代理人が応募等行う場合のみ提出

応募物件チェック欄

応募する 物件に 印を付 けてく ださい。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		21	22	23	24	25	26	27	28	

賃貸借料提案書

物件番号 _____

施設名称
及び貸付箇所 _____

提案賃貸借料(年額)								
	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

「熊谷市市有施設における清涼飲料用自動販売機設置者募集要項」及び「自動販売機設置場所設置に係る仕様書」の内容を熟知し、上記金額のとおり提案します。

令和 年 月 日

熊谷市長 小林哲也 宛て

住 所
応募者 氏 名
(法人名)
代表者名

- 1 金額はアラビア数字で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 2 提案賃貸借料は、熊谷市市有施設における清涼飲料用自動販売機設置者募集要項3により記入してください。
- 3 この賃貸借料提案書は、物件番号ごとに封筒に入れ、継目部分に割印を押印してください。

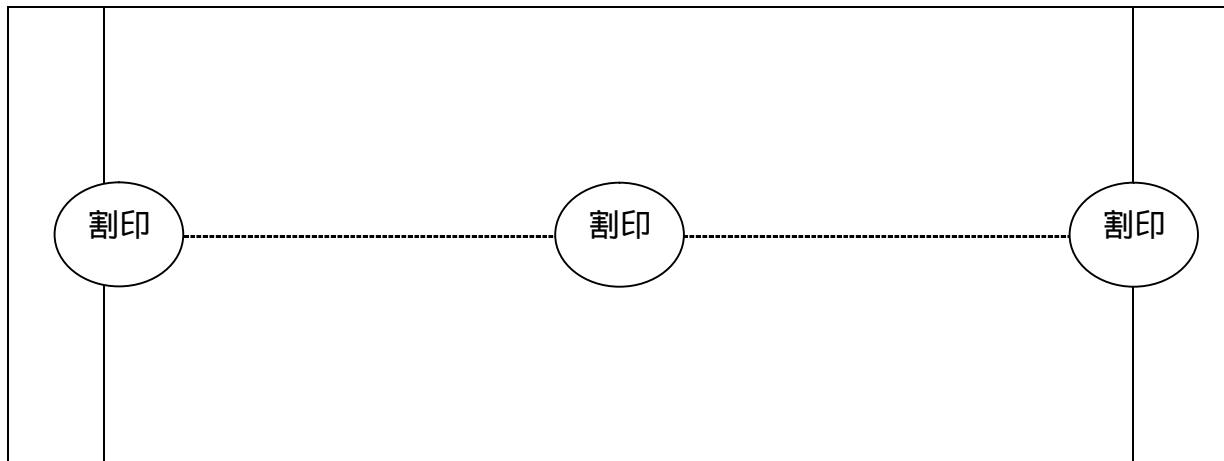
参考

賃貸借料提案書を入れる封筒の作成例

(表)

賃貸借料提案書					
物 件 番 号	<u>1</u>				
施 設 名 称 及 び 貸 付 箇 所	<u>コミュニティセンター 1階ロビー</u>				
応 募 者 住 所	<u>熊谷市 町 丁目 番地</u>				
氏 名					
(法 人 名)	<u>株式会社</u>				
代 表 者 名	<u>代表取締役</u>				

(裏)



- 1 賃貸借料提案書は、応募する物件番号ごとに封筒に入れた後、のりで封をした後に封筒の継ぎ目3箇所に割印を押印してください。なお、上記の封筒はあくまでも例ですでの、使用する封筒に応じて、封筒の継ぎ目に割印を押印してください。
- 2 表には、「賃貸借料提案書」、「物件番号」、「施設名称及び貸付箇所」、「応募者の住所、氏名（法人名） 代表者名」を必ず記載してください。
- 3 封筒の指定は特にありませんが、可能であれば長形3号で作成してください。

販売品目等提案書

物件番号		施設名称 及び貸付箇所	
氏名又は法人名			

設置する自動販売機

メーカー名		型式	
定格出力		省エネ機能	

販売予定期目

	商品名	内容量 (ml)	容器の種類	標準価格 (税込)円	販売価格 (税込)円	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

商品内容については、申込書提出時の予定を御記入ください。

申込書提出後に新商品の発売等で商品内容の変更が生じても、提案書の訂正は必要ありません。

販売品目等提案書

物件番号		施設名称 及び貸付箇所	
氏名又は法人名			

販売予定品目

	商品名	内容量 (ml)	容器の種類	標準価格 (税込)円	販売価格 (税込)円	備考
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

記入欄が不足の場合は、適宜別紙を追加してください。

物件番号	
------	--

誓 約 書

令和 年 月 日

熊谷市長 小林 哲也 宛て

住 所
申込者 氏 名
(法人名)
連絡先

印

令和7年度熊谷市市有施設における清涼飲料用自動販売機設置者募集への参加申込みに当たり、下記の事項について相違ないことを確約し、貴市における入札、契約等に係る諸規定を遵守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

記

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者及び熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）第20条の2の規定により熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者ではありません。

熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員ではありません。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている団体及びその構成員ではありません。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者ではありません。

自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有しています。

応募に当たっては、「熊谷市市有施設における清涼飲料用自動販売機設置者募集要項」及び「清涼飲料用自動販売機設置に係る仕様書」の記載事項を承知した上で参加します。

様式第5号

物件番号	
------	--

委任状

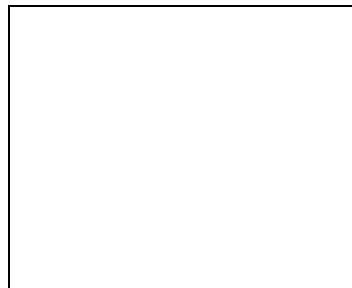
熊谷市長 小林哲也宛て

私は、(住所)

(氏名)

を代理人と定め、令和7年度熊谷市市有施設における清涼飲料用自動販売機設置者募集に
関する一切の権限を委任します。

代理人使用印



令和 年 月 日

住 所
委任者 氏 名
(法人名)
代表者名

印

質問書

令和 年 月 日

熊谷市長 小林哲也宛て

住 所

氏 名

(法人名)

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

清涼飲料用自動販売機設置者募集について、下記のとおり質問します。

記

物 件 番 号 _____

施 設 名 称
及び貸付箇所 _____

質問事項（複数の質問がある場合は、適宜別紙を使用してください。）

文書記号第 号
令和 年 月 日

清涼飲料用自動販売機設置者決定通知書

様

熊谷市長 小林 哲也 印

令和8年2月18日に行われました熊谷市市有施設における清涼飲料用自動販売機設置者選定において、下記物件の設置者として決定しましたので通知します。
つきましては、契約期間内に契約締結をお願いします。

記

物件番号	施設名称		
所 在 地		貸付面積	
貸付箇所		台 数	
契 約 金 額		円	

契約締結期間 本通知書を受領した日から7日以内

契約締結場所

上記の期間内に契約締結の意思がない場合は、要項7の規定により設置者の資格を失います。

市有財産（建物）賃貸借契約書

貸主 熊谷市（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が市有財産であることを念頭に置き、常に適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積

（指定用途等）

第3条 乙は、賃貸借物件を直接、清涼飲料用自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に使用するに当たっては、別紙「清涼飲料用自動販売機設置に係る仕様書」に記載の事項を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、自動販売機の設置及び撤去の日時は、甲乙協議の上、賃貸借期間内で甲が指定する日時とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は年額金 円(うち消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額金 円)とする。

2 本契約締結後、消費税等の税率が変更されたときは、前項の消費税等に相当する額はその税率を適用した額とする。

3 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき月割計算により算定した額とする。(1円未満切捨て)

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、甲の発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、その年度に属する賃貸借料を甲に支払わなければならぬ。

ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。以下同じ)した場合及び年度の途中から賃貸借期間が開始する場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

(電気料の支払)

第8条 自動販売機の電気料は、乙の負担とする。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、自動販売機設置に伴う電気工事、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第16条第2項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(賃貸借物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(転貸の禁止)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第12条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第13条 乙は、賃貸借物件の使用により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第14条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、その責を負わない。

(資料の提出)

第15条 甲は、賃貸借期間中、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告又は資料の提出を求めることができる。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

本契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（募集申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。

賃貸借料その他の債務の支払を納期限から 2 か月以上怠ったとき。

甲の書面による承諾なく、乙が 2 か月以上賃貸借物件を使用しないとき。

甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(賃貸借物件の返還)

第 17 条 賃貸借期間が終了したとき及び本契約が解除されたときは、乙は、直ちに、賃貸借物件を甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

乙の責に帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は毀損したとき。

前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第 16 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 20 条 第 17 条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があつても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第 21 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 22 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

本契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印し、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

貸主 熊谷市

熊谷市長 小林哲也 印

住所

借主 氏名 印

市有財産（土地）賃貸借契約書（案）

貸主 熊谷市（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、賃貸借物件が市有財産であることを念頭に置き、常に適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積

（指定用途等）

- 第3条 乙は、賃貸借物件を直接、清涼飲料用自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。
- 2 乙は、賃貸借物件を指定用途に使用するに当たっては、別紙「清涼飲料用自動販売機設置に係る仕様書」に記載の事項を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、自動販売機の設置及び撤去の日時は、甲乙協議の上、賃貸借期間内で甲が指定する日時とする。

（契約期間の延長等）

第5条 前条に規定する契約期間の延長は行わない。また、本契約の更新も行わない。

（賃貸借料）

第6条 賃貸借料は年額金 円とする。

- 2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき月割計算により算定した額とする。（1円未満切捨て）

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、甲の発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、その年度に属する賃貸借料を甲に支払わなければならない。

ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。以下同じ）した場合及び年度の途中から賃貸借期間が開始する場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

(電気料の支払)

第8条 自動販売機の電気料は、乙の負担とする。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、自動販売機設置に伴う電気工事、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第16条第2項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(賃貸借物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(転貸の禁止)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第12条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第13条 乙は、賃貸借物件の使用により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第14条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(資料の提出)

第15条 甲は、賃貸借期間中、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告又は資料の提出を求めることができる。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

本契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（募集申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。

賃貸借料その他の債務の支払を納期限から 2 か月以上怠ったとき。

甲の書面による承諾なく、乙が 2 か月以上賃貸借物件を使用しないとき。

甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(賃貸借物件の返還)

第 17 条 賃貸借期間が終了したとき及び本契約が解除されたときは、乙は、直ちに、賃貸借物件を甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

乙の責に帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は毀損したとき。

前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲が第 16 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 20 条 第 17 条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

- 2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第 21 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 22 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

本契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印し、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1
貸主 熊谷市
熊谷市長 小林哲也 印

住所
借主 氏名 印

定期建物賃貸借契約についての説明

令和 年 月 日

貸主 熊谷市富町二丁目47番地1
熊谷市
熊谷市長 小林哲也

下記建物について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第38条第3項に基づき、次のとおり説明します。

下記建物の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了しますので、期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに下記建物を明け渡さなければなりません。

記

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 建物 | 施設名称 |
| | 所在 地 |
| | 貸付箇所 |
| 2 契約期間 | 始 期 令和8年 4月 1日 |
| | 終 期 令和11年 3月31日 |

上記建物につきまして、借地借家法第38条第3項に基づく説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 住 所
氏 名
(法人名)